

令和6年度国際 SAR 学術会議に係る企画運営業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度国際 SAR 学術会議に係る企画運営業務

2 目的

地球を電波で観測する「レーダー衛星」の国際学術会議が佐賀で開催されることを契機に、学術会議の企画運営を行うとともに、県と JAXA（宇宙航空研究開発機構）との連携の取組など、県の宇宙関連事業の取組を県民に普及啓発すること。

3 履行期間

契約締結日から令和6（2024）年11月29日（金）まで

4 学術会議の概要

① 学術会議名称

国際 SAR ワークショップ

② 概要

地球を電波で観測するレーダー衛星（SAR 衛星）の開発、運用を行っている各国の機関が、SAR 衛星のより広い活用を促進するために実施している学術会議（ワークショップ）

③ 会議の開催日時

令和6年11月6日（水）～8日（金）（3日間を予定）

※参考、1回目の開催は米国、2回目の開催は欧州（イタリア/ローマ）

④ 場所

県が定める場所（嬉野市で調整中）

⑤ 参加者

・ JAXA、NASA（アメリカ航空宇宙局）、ESA（ヨーロッパ宇宙機関）、北南米、アジア各国など世界各国の宇宙機関関係者など100名程度を想定

・ SAR 衛星の開発・運用を行っている各機関の開発・運用の責任者など

⑥ 運営スケジュール

- ・ 学術会議の進行は J A X A の参加者と、学術会議参加者で行うため委託業務には含まない
- ・ 学術会議及びその前後のイベントのスケジュールイメージは下記の通り。
- ・ 県では学術会議を契機に、11月6日（水）～週末まで1週間程度を、宇宙に関するイベントなどを行う期間としたい。

<スケジュールイメージ>

日時	時間	内容
会議前	—	・ 県民への普及啓発、プロモーション ・ 佐賀空港のスペースパークの効果的な利活用方法等
11/6(水)	AM/PM	・ 学術会議開会→学術会議（1日目）
	17時以降	・ カクテルパーティ（1時間程度を予定）
11/7(木)	AM/PM	・ 学術会議（2日目）
	17時以降	・ レセプション（2時間程度を予定）
11/8(金)	AM	・ 学術会議（3日目）
	PM	・ エクスカーション（希望者）
11/9(土)	未定	宇宙科学館イベントなどを予定
11/10(日)	AM/PM	県民向け普及イベントを予定

5 業務内容

(1)～(5)について企画し全体の運営を行うこと。

(1) 企画・管理等

- ・ 事業全体の実施責任者を設置すること
- ・ 会議に係る会場運営、レセプション企画運営、エクスカーション企画運営、県民向け普及イベントの企画運営を行うこと
- ・ 事業実施にあたっては県と定期的な協議を行うこととし、協議の内容に基づき会場側との打ち合わせや県の関係所属等との調整や必要な機器の手配を行うこと

(2) 学術会議会場準備運営

① 概要

開催期日：令和6（2024）年 11月6日（水）～11月8日（金）

会場：県が定める場所（嬉野市を想定）

参加者：JAXA、NASA（アメリカ航空宇宙局）、ESA（ヨーロッパ宇宙機関）、北南米、アジア各国など世界各国の宇宙機関関係者など100名程度を予定

備考：会議運営は会議主催者が運営。

場所代については契約外とする（別途県が負担）

- ・現地対応を含めた会場設営の実施責任者を設置すること
- ・会場準備は、会場の看板やパネル、パーティション、プロジェクター3台、スクリーン3か所の設置等を行うこと。詳細は県と協議し決定すること
- ・受付の場所など運営を行うこと

(3) レセプション等の企画運営

① レセプション

開催期日：令和6（2024）年 11月7日（木）夕方

会場：県が定める場所（嬉野市を想定）

参加者：JAXA、NASA（アメリカ航空宇宙局）、ESA（ヨーロッパ宇宙機関）、北南米、アジア各国など世界各国の宇宙機関関係者など100名程度を予定

備考：場所代、飲食代についてはこの契約外とする（別途県が負担）

② カクテルパーティ

開催期日：令和6（2024）年 11月6日（水）夕方

会場：県が定める場所（嬉野市を想定）

参加者：JAXA、NASA（アメリカ航空宇宙局）、ESA（ヨーロッパ宇宙機関）、北南米、アジア各国など世界各国の宇宙機関関係者など100名程度を予定

備考：1時間程度のパーティを予定

場所代、飲食代についてはこの契約外とする（別途県が負担）

- ・レセプションの企画・運営をおこなうこと
- ・現地対応を含めた会場設営の実施責任者を設置すること
- ・佐賀県の観光地、県産品などを紹介・体感できるブース等の設置を企画すること
- ・参加者が、佐賀県の紹介（佐賀の名産、文化的な体験、パフォーマンスなど海外の

方が日本（佐賀らしさ）感じることができる内容企画し、佐賀県の魅力を伝えるアトラクションなどを企画・手配すること

- ・レセプションの運営に必要な人員、音響機器及びプレゼンテーション等の実施のために必要な各種機材等を用意すること
- ・日本語及び英語に通じた司会者を配置すること
- ・記録用のカメラマンを1名配置すること（写真を想定）
- ・その他、レセプションの効果的な演出について企画提案を行うこと
- ・レセプション全体の台本を制作すること
- ・カクテルパーティの運営を行うこと
- ・ハラール、ビーガン対応等については県と協議を行うこと

（4）エクスカージョンの企画・運営

開催期日：令和6（2024）年 11月8日（木）PM

参加者：学術会議の参加者のうち希望者

備考：エクスカージョンの費用は、参加者から3000円～5000円程度の負担することを想定

- ・佐賀県内のエクスカージョン（地域の自然や歴史、文化などを専門家の案内で体験する見学会）の企画・運営をおこなうこと
- ・現地対応を含めたエクスカージョンの実施責任者を設置すること
- ・参加者のバスなど交通手段の手配を行う
- ・観光地等の説明は、日本語及び英語に通じた対応者を配置すること
- ・エクスカージョン参加者の集金などについて案を提案し集金を調整すること

（5）県民向け普及イベント

開催期日：令和6（2024）年 11月10日（日）を予定

参加者：県民

会場：佐賀市内で提案を行うこと

（例：グランデはがくれ、ホテルニューオータニ佐賀などのホテル、または佐賀駅前交流広場など）

ターゲット：小中学生からビジネスパーソンまで幅広い年代向けで、県が行っている宇宙事業に関心がない者の参加が望ましい

目的：県が行っている宇宙事業に関心がない者を中心に普及啓発を行う

- ・週末に県民向け普及イベントの企画運営を行うこと
- ・宇宙事業、宇宙技術利用の普及啓発を狙い、シンポジウムやイベントなどを通じて

最新の宇宙技術の利活用など県民に普及できる内容とすること

- ・宇宙事業に関心があまりない者へも参加意欲がわくような集客力のあるゲストを呼ぶこと（ゲストを呼ばない場合は、集客できるイベントなどを企画すること）
- ・イベントは、佐賀県の JAXA 連携協定の取組（衛星データ利活用の実証事業、JAXAGA スクールなど）をわかりやすく遡及する内容や進行とすること
- ・上記をふまえてイベントの内容およびタイムスケジュールの案および効果的案集客方法について提案すること
- ・メディア媒体を使用し、普及啓発を行うこと
- ・イベント参加者が SNS 等でイベントの様子などの情報発信を促すような工夫を行うこと
- ・イベントにあわせてメイン会場だけでなく、佐賀空港のスペースパークに人が集まるような効果的な利活用方法（イベント企画）を提案すること
- ・予算の範囲内に収まらない企画でも、効果的なイベントの提案があれば、オプションとして提案すること

（6）その他

- ・11月9日（土）のイベントについては、佐賀県で実施するため委託業務には含まない

5 委託料の支払い

完了払

6 成果物

本業務の実施内容、出席者数などの各種実績及び当日の様子が分かる写真などを盛り込んだ業務完了報告書を紙媒体（1部）及びデータにて提出すること。

7 留意事項

- ・受託者は業務に先立ち、業務スケジュール及び業務実施体制図等を作成し、県の承認を得て業務を実施すること。また、業務の実施にあたっては、進捗状況等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県との打ち合わせを行うこと。
- ・受託者は、県の意図及び本業務の目的を十分理解した上で、本業務を統括する責任者と当業務の担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- ・本事業の実施に係る関係機関との調整等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行うこと。
- ・出演料、謝礼、機材、設備、資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するもの

とし、その費用は全て契約金額に含めるものとする(会場使用料および飲食費は除く)。

- 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- 本事業において、第三者(県及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うこと。
- 受託者が本業務により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)及び購入備品の所有権は県に帰属するものとする。県はこれらの制作物(写真、イラスト、ロゴ、データ等)や備品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担により対応するものとする。
- 本事業の全部を第三者に再委託することは認めない。ただし、本事業の一部について、あらかじめ県に対して再委託する業務の内容、再委託先を申請し、県と受託者の協議により県が認めた時は第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合には、その最終的な責任は受託者が負うものとする。
- 個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないよう万全の注意を払うこと。また、個人情報を取り扱うに当たっては、佐賀県個人情報保護条例等を遵守すること。